

鈴木委員報告資料

第2回専門委員会における報告

年金記録確認の現状～年金記録確認第三者委員会における具体的な調査審議について

委員 鈴木 由 美

記

1 年金第三者委員会(厚生年金部会)における部会の構成, 審議の流れ等

- (1) 部会は、案件が多数であったころは週1回であったが、案件が少なくなつてからは、隔週開催。
- (2) 部会の委員は、部会長、副部会長及び委員2名で構成。
部会の定員は3名。原則案件1件につき、調査員は1名。
- (3) 審議は、担当調査員が調査資料を基に事案の報告と審議のポイント等を報告、その後、委員間であつせん相当か否かを検討、議論し、結論を出す。
調査が不十分と判断される事案は、再調査の指示を出して、継続審議とする。
あつせん又は訂正不要（非あつせん）の結論が出された案件は、次回以降の部会に、あつせん案文・記録訂正不要の案文を検討した上で、申立人に文書にて通知。
申立人の申立により、申立人による口頭意見陳述を開催することもある。

2 調査員による調査

- (1) 調査範囲・方法等
「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たつての基本方針」の「別表1, 厚生年金（脱退手当金を除く）」※に記載されている調査対象及び調査事項につき、可能な限り網羅的に行われている。
- (2) 調査内容
・申立人・・・申立時の証拠書類は乏しく、給与明細等の客観的な資料を添付している事案は少ない印象。申立人に対する聴取が中心。

- ・事業主・・・解散等して時間が経っている場合などは、連絡が取りにくいこともある。調査ができる事業主（会社）の場合は、事業主本人、経理担当者等への聴取のほか、人事記録や賃金台帳等の資料を提供してもらっている。
- ・同僚等への照会・・・申立人からの聴取内容や、被保険者名簿から申立人と資格取得日が近い者に対し、文書を発送して回答を得る。電話連絡等できる者は直接聴取等している。
ここで、同僚等の給与明細書等を資料として入手できることもある。
- ・保険料控除の事実、控除された保険料の額等、他の従業員の給与等支給記録から推定計算してあつせんにつなげる事案もある。
- ・再申立事案の場合、申立人が申述した事情をもとに、既に調査した事項に加え、再度調査対象に対し、調査を行っている。

3 具体的な事案の例

(1) 事業主が適切な届出・保険料納付をしていたか（厚生年金法：現行法）

- ・遡って事業所の新規適用日、従業員の資格喪失日等、又は標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）の処理が不適切であった事案（いわゆる遡及訂正の事案）
- ・国の記録に誤りのある場合。例えば紙台帳から電磁記録へ移行する際、氏名等が誤って記録されている事案や過去の未統合の浮いた記録が発見された事案等。

(2) 保険料が控除されていたか（特例法）

- ・賞与等の届け出漏れ、報酬額の誤り
- ・転勤、出向等で資格喪失日と資格取得日に空白が生じた事案（いわゆる転勤空白と呼ばれる事案）
- ・事業主の標準報酬額の届け出が実際の給与等の額より低く届け出され、実際の給与等を基準に保険料が控除されている事案。
- ・事業主が従業員の資格取得の届け出をしておらず、もしくは資格喪失の届け出をしているが、保険料が控除されている事案。

4 その他～年金記録確認の調査審議の現状と年金記録の訂正手続

- ・調査の主体，方法（証拠資料の収集等という観点）
 - ・裁定に不服がある場合，最終的に司法手続（訴訟手続）を行うにあたっての，調査資料の扱い等。
- 現状の再申立制度における調査との比較等。

以 上

※ 中央委員会事務室配布資料「年金記録に係る申立てに対するあつせんにあたっての基本方針」４頁「別表１」